

# DXによる「データ」利活用における知財戦略



**INPIT茨城県知財総合支援窓口**

**水村 武司**

**E-mail: [t-mizumura@iis-net.or.jp](mailto:t-mizumura@iis-net.or.jp)**

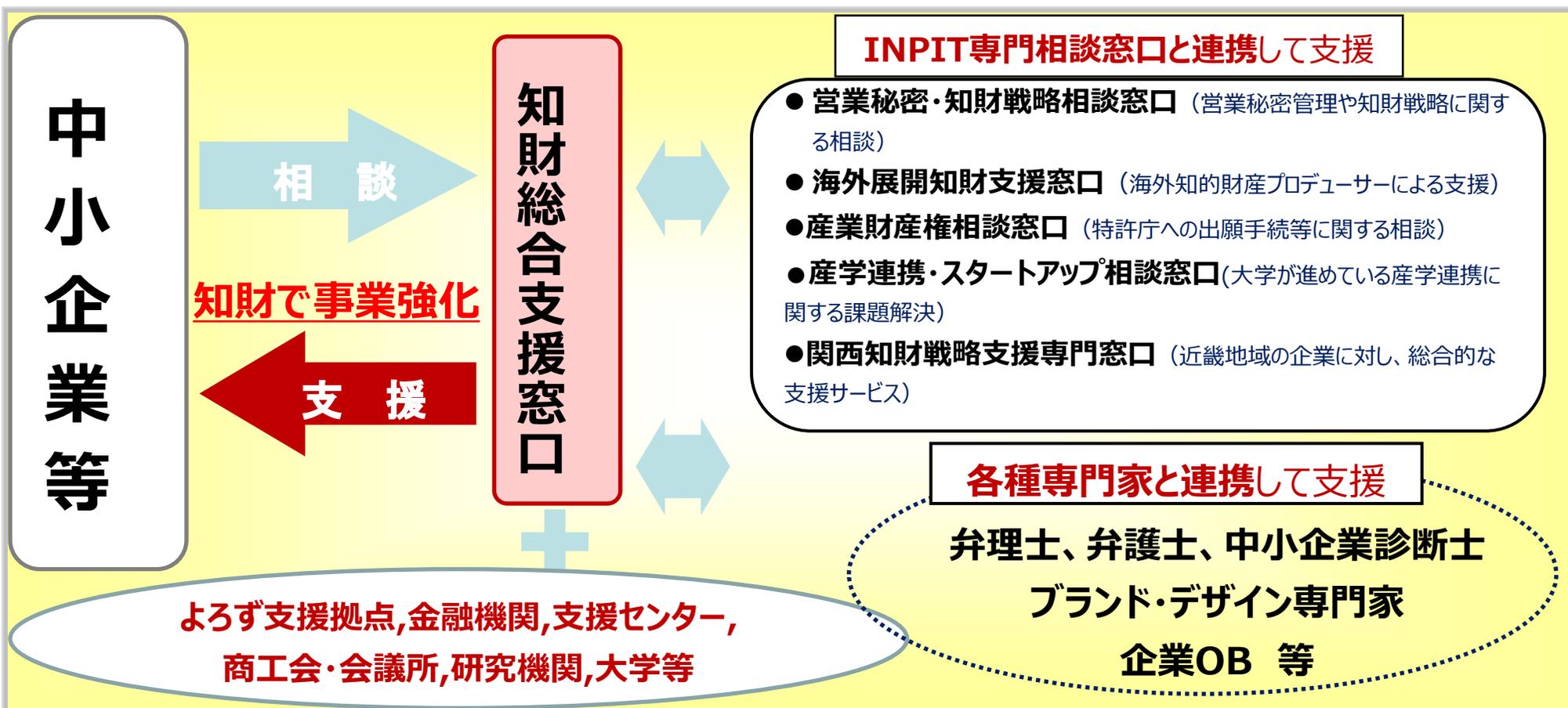


# INPIT (インピット) 知財総合支援窓口とは (全国共通)



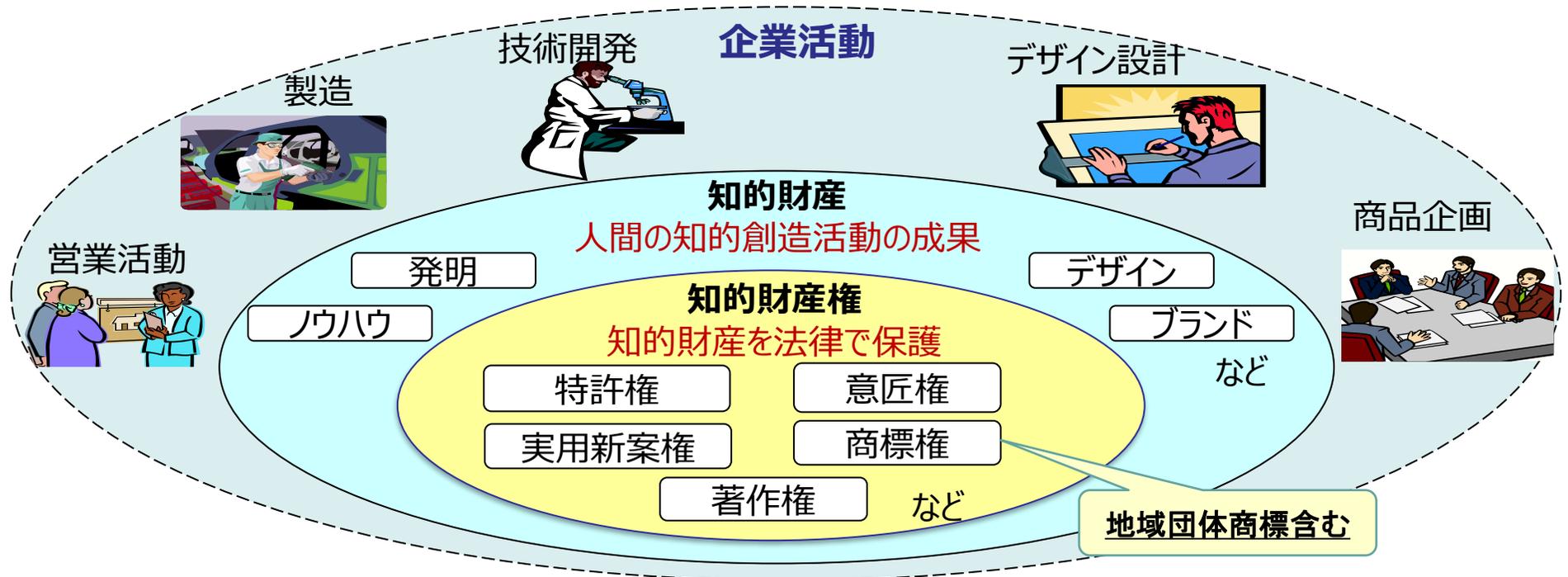
- 国の知財政策の一環として都道府県ごとに知財総合支援窓口を設置
- 関連機関・専門家と連携、**知財の課題解決を幅広く支援し、事業強化**

## 目標：「知財の側面からの支援を通じた**地域活性化**」



## 知財に関し「どのような相談」にも応じます

- 例えば・・・
- ✓ 研究開発の成果を適切に保護したい
  - ✓ 営業秘密・ノウハウの保護策を教えてほしい
  - ✓ 海外で模倣されているので対処したい
  - ✓ 商品のネーミングを商標登録したい
  - ✓ 事業モデルを踏まえ効果的に特許取得したい …等々



## 解決策を親身にアドバイスします

### ●窓口での助言・支援

知財支援専門員が初心者にも分かるよう、丁寧に説明します

### ●訪問による助言・支援

知財支援専門員が貴社を訪問し、相談を受けます

### ●弁理士・弁護士等の知財専門家との協働支援

知財について専門的な見解を提供します

【知財専門家による相談会】(無料)

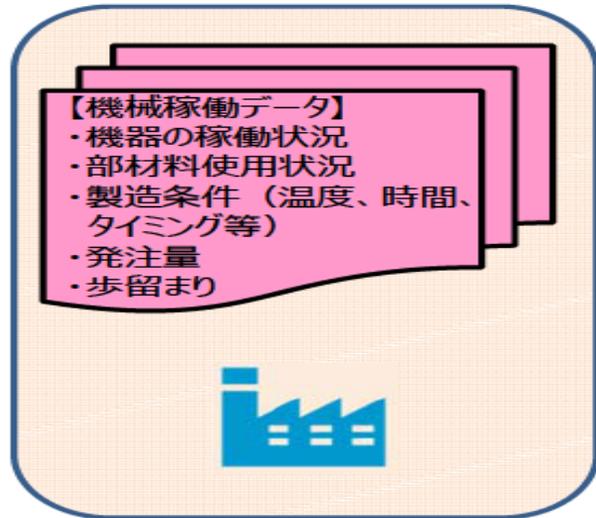
- 弁理士相談: 【水戸会場】1回/週
- 弁護士相談: 【水戸会場】1回/月
- 専門家派遣: 必要に応じて随時



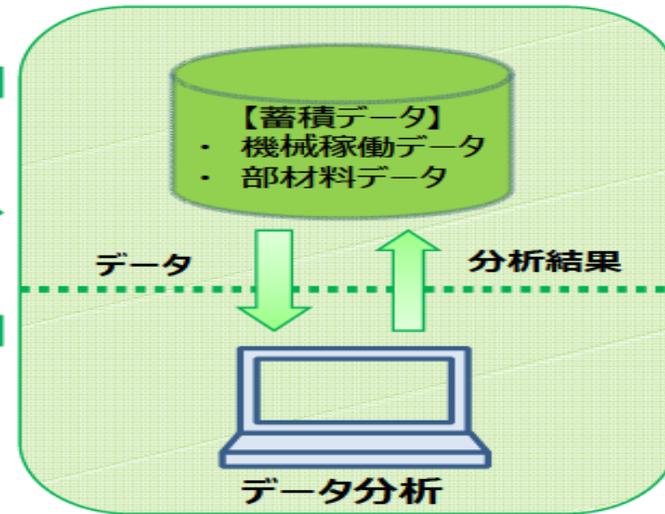
# DXによる「データ」利活用に関する知的財産権

例：スマート工場

①製造メーカー（工場）



②センサー提供者  
＜工作機械メーカー等＞



産業機械納入



データ提供

コンサル・  
メンテナンス  
サービス提供

法律（対象）	特許法（発明：自然法則を利用した技術的思想の創作）	著作権法（思想又は感情を創作的に表現したもの）	不正競争防止法（ノウハウ等の「営業秘密」）
機械稼働データ	× 発明該当性なし	× 創作性なし	○ 秘密として管理している場合 （契約での取決めが重要）
蓄積データ（データベース）	△ データのデータ構造が規定する情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合、発明該当性有	△ 創作性が認められる場合は「データベースの著作物」として保護される。	○ 秘密として管理している場合 （契約での取決めが重要）

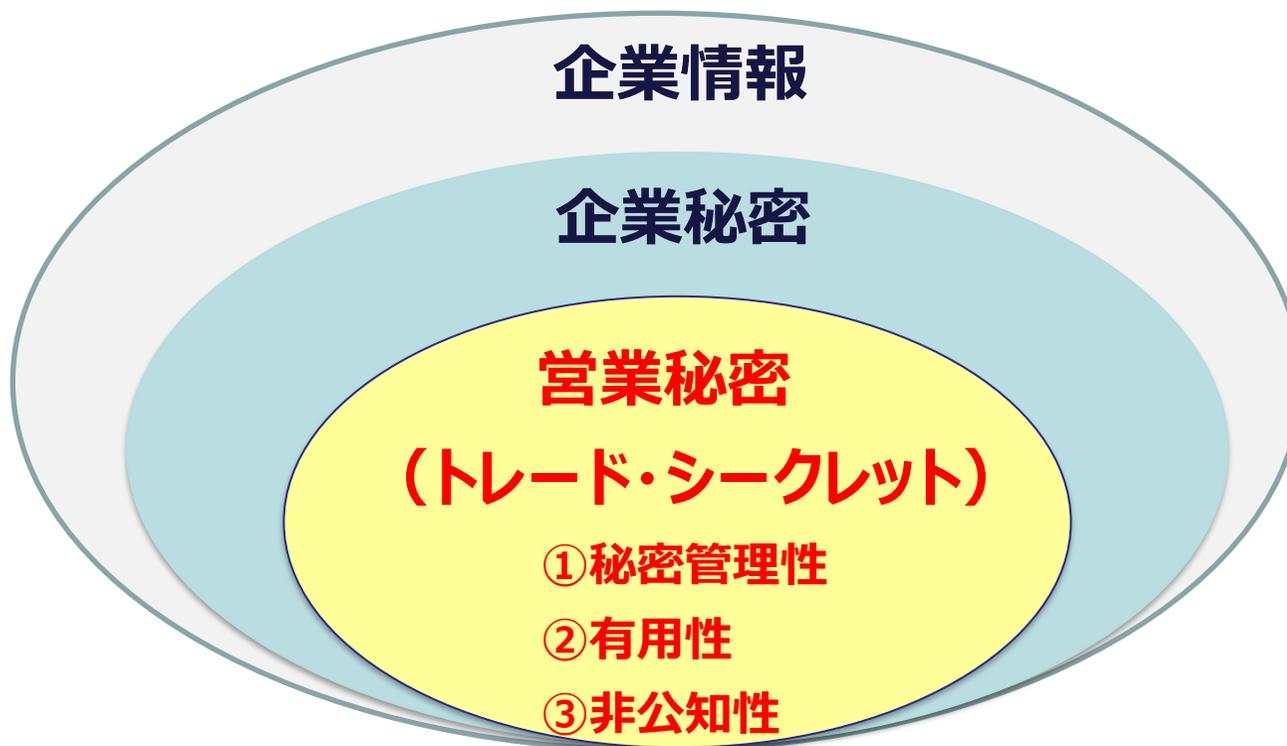
①基本：不正競争防止法による「**営業秘密**」としての知財保護、リスク低減の検討が必要

②多面的な知財（発明、著作権、商標（商品・サービス名、マーク）等）の検討も必要

# 「営業秘密」 ～企業秘密との違い～

企業が所有する情報の中で、企業が秘密としている技術、ノウハウ、「データ」、経営情報、顧客情報等はいわゆる「**企業秘密**」

企業秘密の中で、不正競争防止法上の要件（**秘密管理性、有用性、非公知性**）を全て満たしたものが「**営業秘密**」に該当し、同法の保護対象となる



# 「営業秘密」として法的保護が受けられるための条件

不正競争防止法による保護を受けるために必要な三つの要件

## 秘密管理性

**データ提供先※、社内従業員等が、管理状態を見たときに、会社が秘密として管理していると認識できること**

- ・データ提供先※、提供元とは「データ」の取扱い(秘密保持義務、第三者提供禁止、目的外使用禁止、契約終了時の廃棄義務等)を契約で定める
- ・データ提供先に資料、電子媒体等で開示するときは秘密の旨を表示する(秘表示)
- ・社内で適切、合理的な秘密管理措置がなされている(社内規程、従業員宣誓書)

## 有用性

**有用な営業上または技術上の情報であること**

- ・現実に利用されていなくても良い(例：失敗した実験データ)
- ・公序良俗に反する内容の情報は保護対象外(例：脱税情報)

## 非公知性

**公然と知られていないこと**

- ・合理的な努力の範囲内で入手可能な刊行物に記載されていないなど、保有者の管理化以外では一般に入手できないこと。
- ・公知情報の組合せであっても、非公知性が認められ得る(組合せの非容易性)

## 「遠隔地塗装工場支援システム」への知財支援



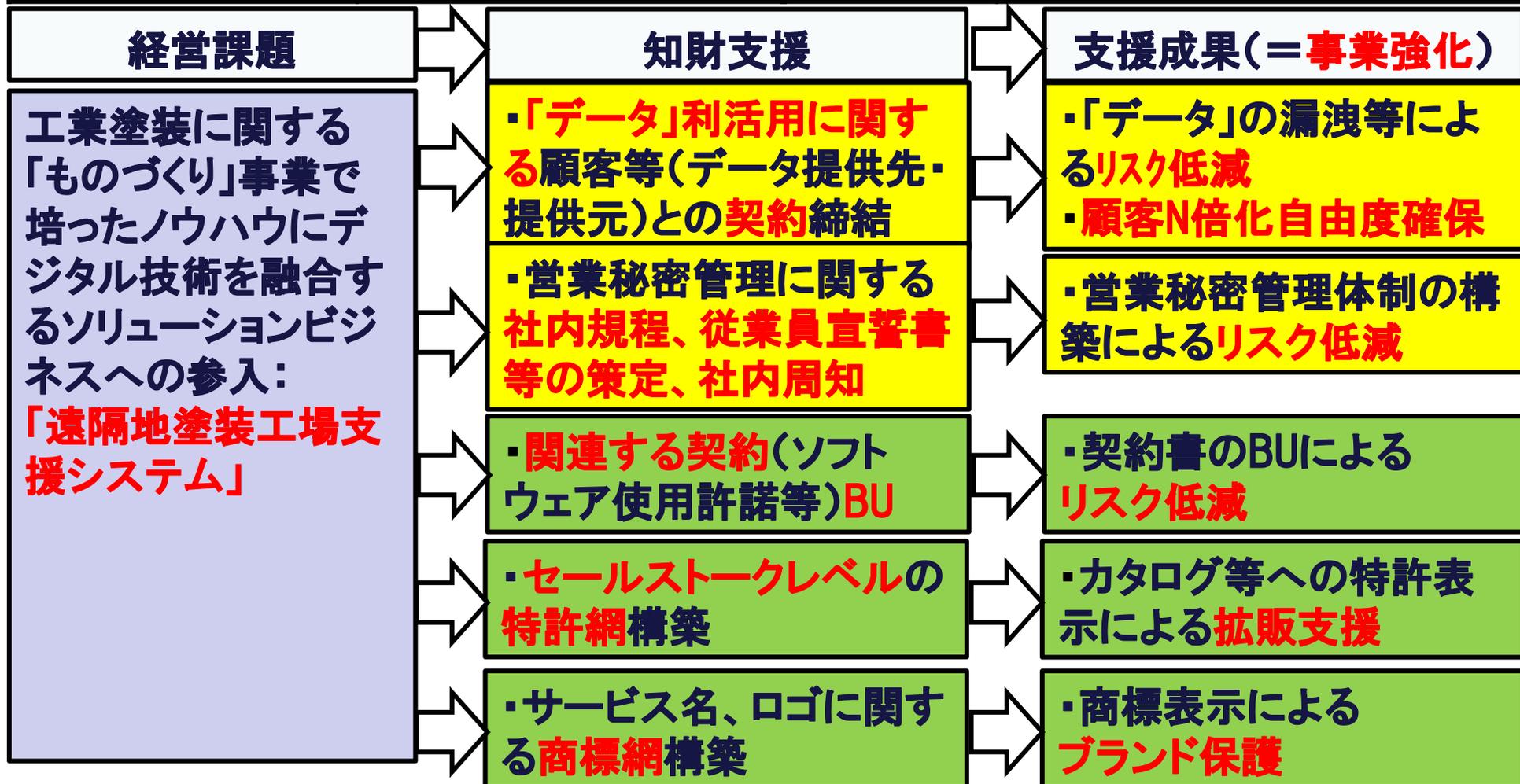
### 支援企業概要:

設立年(従業員)

1975年(21-50人)

主な事業

工業塗装



①不正競争防止法による「**営業秘密**」としての知財保護、  
リスク低減が基本

- ・「**データ**」提供先・提供元との「**契約**」での「**データ**」の取  
扱いの取決めが必要

- ・社内規程等の**営業秘密管理体制の構築**が必要

②その他の知財（発明、著作権、商標（商品・サービス名、  
マーク）等）による**多面的な**知財保護、リスク低減も必要

# INPIT茨城県知財総合支援窓口を利用するには？



**まずはお電話ください**  
**FAXでもOKです**



**TEL : 029-224-5339**  
**FAX : 029-221-8840**

《水戸会場》

《日立 サライト拠点》

《つくば サライト拠点》

## 常設窓口

(茨城県産業会館12階 (公財)  
いばらき中小企業グローバル推進機構)

(申込：FAXフォーマット)

【あて先：茨城県知財総合支援窓口行き】

【相談シート】

ご記入後、FAXいただければ、後日、担当者からご連絡させていただきます。

**FAX:029-221-8840**

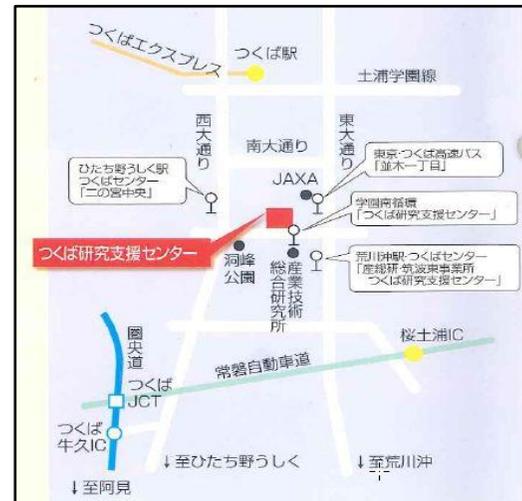
会社名			
代表者名			
住所			
担当者	フリガナ	役職	
	氏名		
連絡先	TEL	FAX	
	E-mail		
業種			
相談区分	お該当する相談区分に○印をお願います。		
	1 特許	2 実用新案	3 意匠
	4 商標	5 ノウハウ	6 社内体制
	7 著作権	8 営業秘密の管理	9 その他
相談内容			

〒310-0801  
茨城県水戸市桜川2-2-35  
(茨城県産業会館12階)

**TEL 029(224)5339**  
**FAX 029(221)8840**

URL: <https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/ibaraki/>  
E-mail: [chitekik@inpit.or.jp](mailto:chitekik@inpit.or.jp)  
JR水戸駅南口(徒歩約5分)

結果のご案内  
貴会館の業務に「産業会館専任職員」がおりますので、お任せを御願ひください。  
ご相談料は無料です。但し、出張費等は別途です。  
「産業会館専任職員」は平日の午前8時から午後5時まで利用可能です。  
※ 緊急24時間以上の緊急対応はできません。  
緊急連絡先の明記は、緊急の場合にしてください。



《ひたちなか サライト拠点》

《筑西会場》

